

令和元年度 関西学生ヨット選手権大会 帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本大会には、『セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。
- 1.2 『関西学生ヨット連盟規約』、『470学連申し合わせ事項』、『スナイブ級学連申し合わせ事項(ただし、スナイブ級学連申し合わせ事項I.2は適用しない)』、『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 RRS 付則Pが適用される。
- 1.4 RRS 付則Tが適用される。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、RRS 付則A11を変更している。
- 1.5 RRS 付則Dは適用されない。
- 1.6 【DP】は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができることを意味する。
- 1.7 規則40『個人用浮揚用具』を次のとおりとする。
 - (a) 【DP】次のように変更する。

『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に変えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文を変更している。』
 - (b) 国際スナイブ級クラス規則C 3.1 (a) に次を追加する。

『個人用浮揚用具には、浮力40N以上の個人用浮揚用具も含める。』
- 1.8 規則41 (艇は、以下を除き、外部からの援助を受けてはならない) に以下を追加する。

『(e) 同じレースに参加している自チームの艇との口頭による情報交換』
- 1.9 規則60.1 (b) (艇は救済要求することができる) に以下を追加する。

『ただし、艇は、自チームの他艇から受けた損傷又は傷害に基づいて救済要求を行うことはできない。』
- 1.10 次の規則を追加する。 『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第2章の規則違反に対するペナルティーはないものとする。』
- 1.11 帆走指示書発行後に適用規則の追加・変更・削除を行なう場合は、帆走指示書の変更にて対応するものとする。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下『指示』という)5.1、5.2、5.4の変更は、それが発効する前日の18:15までに掲示される。
- 3.2 指示5.5のブリーフィング開始時刻の変更は、9月14日(土)は08:30、9月15日(日)および9月16日(月)は08:15までに掲示、または口頭で指示する。
- 3.3 指示3.1および3.2以外の変更は、当日の08:15までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前に掲揚する。
- 4.2 【DP】音響信号1声とともに掲揚されるD旗は、『艇の出艇を許可する。予告信号はD旗掲揚後40分以降に発する。ただし、予告信号を発する時刻は指示5.2の時刻より早まることはない。』ことを意味する。艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならない。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみに適用する。D旗の下にクラス旗が掲揚されない場合は、国際470級、国際スナイブ級の両クラスに適用する。
- 4.3 指示5.2に示されたその日の最初のレースの予告信号予定時刻の40分前までにD旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

5. レース日程

- 5.1 予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

日付	9月14日(土)	9月15日(日)	9月16日(月)	合計レース数
国際470級	4 レース	4 レース	3 レース	11 レース
国際スナイブ級	4 レース	4 レース	3 レース	11 レース

ただし、9月14日(土)、9月15日(日)は、5レースを行うことがある。

- 5.2 9月14日(土)の最初のレースの予告信号の予定時刻は09:45、9月15日(日)と9月16日(月)の最初のレースの予告信号の予定時刻は09:25とする。
- 5.3 1つのレース又は一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分前に音響信号1声とともにレース委員会信号船にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.4 9月16日(月)は12:30より後に予告信号を発しない。ただし、9月15日(日)までに実施したレース数が2レース以下の場合は「9月16日(月)は15:00より後に予告信号を発しない。」とする。
- 5.5 ブリーフィング

9月14日(土)は08:30、9月15日(日)および16日(日)は08:15より、大会陸上本部にて、レース委員会・プロテスト委員会・選手・監督・コーチによるブリーフィングを行う。

クラス	国際470級	国際スナイブ級
-----	--------	---------

6. クラス旗

旗	470旗	スナイプ旗
---	------	-------

クラス旗は次のとおりとする。

7. レース・エリア

【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 【添付図B】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含む帆走コースを示す。
- 8.2 国際470級、国際スナイプ級の帆走コースを示す文字は【添付図B】コース見取り図のとおりとする。
- 8.3 予告信号以前に、レース委員会信号船に帆走コースを示す文字及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク1、2、3S、3P、4S及び4Pはオレンジ色の三角錐ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会信号船とポートの端にあるレース委員会船とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端に位置するレース委員会船とポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 指示11に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイとする。
- 9.5 マークの数字は無視するものとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった「DNS」と記録される。これは規則A4を変更している。
- 10.3 規則30.4の『セール番号』を『識別番号』に置き換える。これは規則30.4を変更している。規則30.4に基づくレース委員会による掲示は、レース委員会信号船のスターン掲示板に行われる。
- 10.4 【DP】他のクラスのレースのスタート手順の間、予告信号が発せられてないクラスの艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図C】にスタート・エリアを示す。
- 10.5 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号船以外のレース委員会船にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および規則29.2を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し又はフィニッシュ・ラインを移動し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。
- 12.2 レース委員会は、フィニッシュ記録作業補助のためにフィニッシュ・ライン外側にレース委員会船を配置することがある。

13. コースの短縮又は中止

レース委員会は規則32.1以外に、レースの公正性に影響を及ぼすと考えられる大きな風向の変化・風速低下が発生した場合、コース短縮または中止することができる。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議又は救済の要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

14. ペナルティー方式

- 14.1 規則42違反に対し、付則Pが適用される。ただし、規則P1文中の『セール番号』は、『セール番号又は識別番号』と置き換える。これは規則P1を変更している。
- 14.2 付則T適用に伴い、レース後ペナルティーを履行する場合は、陸上本部もしくはプロテスト委員会事務局に用意された「レース後ペナルティー申告書」をプロテスト委員会事務局に提出しなければならない。

15. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 15.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1タイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
国際470級	80分	25分	15分	40分
国際スナイプ級	80分	25分	15分	45分

- 15.2 マーク1タイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合、レース委員会はそのレースを中止する。この項は規則32.1を変更している。ターゲット・タイムどおりにならなくても救済の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 15.3 規則30.3及び規則30.4に違反しないでスタートした先頭艇が規則28.1に従いコースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』として記録される。この項は規則35及びA4、A5を変更している。

16. 抗議と救済要求

- 16.1 レース・エリアで関与したか又は目撃したインシデントに関して抗議しようとする艇は、そのレースをフィニッシュ後、可能な限り速やかにフィニッシュ・ライン付近に位置するB旗を掲げたレース委員会船に、抗議の意思を口頭で伝えなければならない。これは規則6 1. 1の追加項目である。
- 16.2 抗議書はプロテスト委員会事務局(学連艇庫2階)で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局(学連艇庫2階)に提出しなければならない。
- 16.3 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。この時刻は公式掲示板に掲示する。
- 16.4 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則6 1. 1 (b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は陸上にて口頭で伝えるか、抗議の通告を掲示する。
- 16.5 審問の場所及び時刻、抗議の当事者又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。
- 16.6 指示14に基づき規則4 2違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、レース終了後掲示する。
- 16.7 審問の順序及び待機場所
審問は基本的に受付順に行うものとする。審問の待機場所はプロテスト委員会事務局前とする。
- 16.8 指示4. 2、10. 4、18. 1、18. 2、18. 3、19、20、21、23、24、25及び規則77、付則G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則60. 1 (a)を変更している。
- 16.9 大会最終日での審問再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。この項は規則66を変更している。
 - (1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された場合には、通告後20分以内。
- 16.10 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出されなければならない。この項は、規則62. 2を変更している。

17. 得点

- 17.1 大会の成立には、1レースを完了することが必要である。
- 17.2 参加艇数が3艇に満たないチームは、クラス別順位の算出にあたり、艇数が3艇となるよう仮定の艇を想定する。その艇のレース得点は、『そのクラスに出場する大学数×3+1点(略語はDNA)』とする。これは、規則A4. 2、A5、A11を変更している。
- 17.3 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム3艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。この項は規則A2を変更している。
- 17.4 総合得点は、両クラスに参加した大学の、両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低い大学を上位とする。
- 17.5 参加艇数は、そのクラスに登録(受付)を済ませた艇数とする。
- 17.6 規則90. 3 (b)に規定された以下の規則に基づく失格(「DNE」、「DGM」)に対する得点は、13.5の参加艇数に5を加えた得点とする。これは規則A4. 2を変更している。
 - ・規則2
 - ・規則30. 4の最後の文
 - ・規則P2. 2又はP2. 3を適用する場合の規則42
 - ・規則69. 2 (h) (2)
- 17.7 艇は、掲示されたレース又はシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正をレース委員会に要請することができる。この場合、艇は陸上本部に用意されている『得点照会要請書』に所定の事項を記入しなければならない。
- 17.8 クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則A8の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。
- 17.9 総合の得点がタイとなった場合には、その大学は同位とし、その次の順位を欠位とする。

18. 安全規定

- 18.1 出艇申告と帰着申告
 - (1) 出艇申告
当日のレースに出走しようとする場合は、各大学代表者が、最初のレースのスタート予告信号の予定時刻の80分前から30分前までの間に、『出艇申告書』の出艇確認欄に自大学の艇の出艇の有無を記入し、陸上本部に提出した後に出席しなければならない。
ただし、『出艇申告書』提出時点で出艇が未確定の艇が、実際に出艇する場合は、陸上本部に準備された『出艇・帰着確認書』の出艇確認欄にヘルムスマン自身がサインをした後に出席しなければならない。
 - (2) 帰着申告
陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、『出艇・帰着確認書』の帰着確認欄に、ヘルムスマン自身がサインをしなければならない。
締切時刻はその日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から45分とする。
レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。
 - (3) レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、陸上本部に設置された『出艇・帰着申告書』の出艇確認欄にヘルムスマン自身がサインした後に出席しなければならない。
- 18.2 兵庫県立海洋体育館(芦屋マリンセンター)から出艇する艇の出艇申告及び帰着申告については、指示18. 1 (1) (2)を以下に変更する。

(1) 出艇申告

当日のレースに出走しようとする場合は、各大学代表者が、最初のレースのスタート予告信号の予定時刻の80分前から30分前までの間に、出艇する旨を陸上本部に電話連絡をしなければならない。

レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合も、その都度速やかに陸上本部に電話連絡をした後に出艇しなければならない。

(2) 帰着申告

陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、ヘルムスマン自身が帰着した旨を陸上本部に電話連絡をしなければならない。電話連絡の締切時間は18.1(2)の帰着申告の締切時刻と同じとする。

レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

(3) レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、ヘルムスマン自身が出艇する旨を陸上本部に電話連絡をした後に出艇しなければならない。

18.3 【DP】リタイアの報告

(1) リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、リタイアの意思を近くのレース委員会船又はプロテスト委員会船に伝えなければならない。これは規則4.2違反によりリタイアする場合も同様とする。

(2) やむを得ない理由により、海上で報告できずに陸上に帰着する場合は、帰着後速やかに、陸上本部にその理由を伝えなければならない。

(3) レースをフィニッシュした後にリタイアする場合は、その日の抗議締切時刻までに、陸上本部に「リタイア報告書」を提出しなければならない。

18.4 リタイアの勧告と強制的救助

(1) レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。

(2) また艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。

(3) (1) および(2)の場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則60.1(b)を変更している。

18.5 指示18.1及び18.2の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数+1点を上回らない。これは規則63.1及びA4、A5を変更している。

なお引き続きレースが行われた場合には指示18.1(1)(3)及び18.2(1)(3)の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示18.1(2)及び18.2(2)の誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課すものとする。

19. 乗員の交替【DP】

19.1 水上で乗員を交替する場合は、予告信号前にレース委員会信号船に口頭で伝えなければならない。陸上で乗員を変更する場合は、陸上本部にその旨を口頭で伝えた後に出艇しなければならない。

19.2 すべてのチームは、その日の抗議締切時刻までに、『乗員名簿・変更届』を陸上本部に提出しなければならない。

20. 装備の交換【DP】

20.1 損傷又は紛失した装備の交換は、レース委員会の事前の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会にその旨を報告し、承認を得た後に行わなければならない。

20.2 水上においてメインセールの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、セールの識別番号の貼付けは免除される。ただし、その場合も、レース委員会がその艇に割当てた識別番号以外の識別番号を貼付けていてはならない。

21. 装備と計測のチェック【DP】

21.1 艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するためいつでも検査されることがある。

21.2 レース委員会により指定された艇は、検査のために直ちに水上・陸上の指定されたエリア・場所に向かう、もしくは艇を持ち込まなければならない。

22. 運営艇の識別

22.1 レース委員会船には、「白地に赤字でRC」と記載した識別旗を掲揚している。

22.2 プロテスト委員会船には、「白地に赤字でJ」と記載した識別旗を掲揚している。

23. 支援艇【DP】

23.1 支援艇は、水上にいる間、大会本部で貸与する識別旗を水面1m以上の高さで、目視ができるよう掲揚しなければならない。識別旗は、支援艇Ⅰは黄緑色旗、支援艇Ⅱは緑色旗とする。

23.2 支援艇Ⅰについては艇種毎に1艇とする。両艇種に出場の場合 支援艇Ⅰは最大2艇とする。

23.3 支援艇は外部より視認できるように大学名を記したものを掲示しなければならない。

23.4 支援艇は、レース委員会船及びプロテスト委員会船を妨げてはならない。またレース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。

23.5 支援艇は、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。またスタート・ラインの延長線上にいてはならない。【添付図D】参照のこと。

23.6 支援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。

23.7 参加艇の安全な出艇を確保するため新西宮ヨットハーバースロープより下架出艇する支援艇は『D旗』掲揚後15分間は出艇してはならない。

23.8 支援艇は、ハーバー内においては、引き波を立てないようデッドスローで航行しなければならない。

- 23.9 レース委員会船に『数字旗8』が掲揚された場合、『支援艇は、艇がレースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示23.4、23.5は適用しない。
- 23.10 レース委員会又はプロテスト委員会は、支援艇のレース公示の支援艇条項及び指示23.1違反を申し立てて、その支援艇の関与する艇を抗議することができる。
プロテスト委員会は、審問においてその支援艇が違反したと判定した場合、その支援艇の関与するチームの艇にペナルティを課すことができる。違反を申し立てられた支援艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない。
- 23.11 支援艇は、関与するチームの艇が帆走不能となり、陸上に帰着する必要がある場合は、当該艇の陸上帰着を、責任を持ってサポートしなければならない。

24. ごみの処分【DP】

ごみは支援艇に渡してもよい。支援艇のない艇は、ごみをレース委員会船又はプロテスト委員会船に渡してもよい。

25. トラッキングシステム【DP】

- 25.1 レース委員会により準備されたトラッキングシステムの端末機器を指定された位置に搭載しなければならない。
- 25.2 端末機器は、指示18.1(1)で行われる出艇申告時に受け取ることができる。端末機器は、帰着申告時にレース申告受付所へ返却しなければならない。
- 25.3 指示18.2に該当艇は代理人により指示25.2の手続きを行うものとする。

26. 賞

- 26.1 賞は次のように与える。

クラス	賞状	賞品	優勝杯(持ち回り)
国際470級	1位～4位	1位～3位	1位
国際スナイプ級	1位～4位	1位～3位	1位
総合	1位～3位	1位～3位	1位

- 26.2 国際470級、国際スナイプ級ともに、第1位～第4位のチームに 令和元年度 第84回全日本学生ヨット選手権大会への出場権を与える。なお、辞退する大学があった場合は、順次繰り上げるものとする。

27. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。

主催団体は、レガッタ前、レガッタ中又はレガッタ後と関連してこうむった物的損傷又は人身傷害若しくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

以上

【添付図A】 レース・エリア

【添付図B】 コース見取り図(トラペゾイド・コース)

【添付図C】 指示10.4に規定するスタート・エリア

【添付図D】 指示23.3に規定する「艇がレースをしているエリア」

については、関西学生ヨット連盟のホームページ参照のこと。

http://www.kansaiyakurenvacht.com/race/2018temp_SI.pdf